

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 第 21 回 議事録

日時：平成 31 年 3 月 12 日（月） 13 時 30 分～15 時 30 分

場所：経済産業省本館 2 階西 3 共用会議室

○正田商取引監督課長 定刻となりましたので、割賦販売小委員会の本年第 2 回会合を開催させていただきたいと思います。

本日、加毛委員、渡辺委員が所用によりご欠席でございます。また、柳川委員は遅れてのご参加ということになってございます。よって本日は委員 11 名のうち 9 名がご出席ということで、定足数に達していることをご報告いたします。

それでは、山本委員長、本日の進行をお願いいたします。

○山本委員長 こんにちは。前回の全体を通しての討議を受けまして、本日から論点ごとの検討に入りたいと思います。本日の議題は、リスクベース・アプローチと技術・データを活用した消費者保護の精緻化というものでございます。

まず事務局から資料の説明を伺ったあと、事業者の方からプレゼンテーションを 2 つほど伺うことができればと思っております。そこまでご説明を伺ったあと、質疑応答、討議の時間をまとめてとりたいと思っております。

それでは、事務局資料につきまして正田課長より説明をお願いいたします。

○正田商取引監督課長 お手元のタブレットの資料 2 でございます。

「リスクベース・アプローチと技術・データを活用した消費者保護の精緻化」ということで、まずリスクベース・アプローチからご説明申し上げたいと思います。

めくっていただきまして、全画面表示していただきますとスライドの一番下のところにページが出てきますが、2 ページ目のところでございます。

少額・低リスクサービスの出現ということで、決済テクノロジーが進化することにより、左下のところですが、新たな決済サービスが出てきています。通常のプラスチックカードを用いず、インターネットで完結するような少額・低リスクの決済サービスが出現しています。

右側の上のところですが、少額・低リスクサービスという場合の「リスク」とは何かということです。

前回でも議論がございましたが、割賦販売法上の消費者リスクとして①から④を掲げさせていただいております。これは法目的との関係で整理させていただいているところでございます。

その場合、青い四角のところですが、少額・低リスクサービスといった場合には、個々の少額の取引ということではなく、サービス単位を指すものだと考えられますので、極度額ベースを判断材料とする特に①と②、支払いが過度に困難な債務を負うリスク、あるいは漏えい不正リスクといったようなものがリスクとして想定されるのではないかとということです。

右下のところですが、少額・低リスクなサービスのポイントということです。

従来の月額給与等の水準を大きく超えた極度額を設定して払うものとは異なりまして、主として月額給与等の中で賄われるような少額の支出を後払いの形式とするものであり、支払いが過度に困難な債務を負うことはなかなか想定しにくいのではないかとということです。加えて、取引履歴等のビッグデータに基づく与信審査等がしっかり行われておりますので、支払い可能な能力と額というところも確認されているのではないかとということです。

次の3ページ目ですけれども、左側、画一的な規制と書いてありますが、一部の民事ルールを除きまして、割賦販売法では、事業規模やリスクによらず、従来型の比較的高額なサービスを想定した重い規制が画一的に課されているという現状がございます。

また、右側のところでは、前回の議論というところで抽出させていただいておりまして、リスクベース・アプローチについて、具体的にどのように考えたらいいかということが前回の議論でなされたということでもあります。

次に4ページですが、金融制度スタディ・グループで議論がなされている状況について書かせていただいております。

こちらのスタディ・グループでは、資金移動、プリペイドといったところにつきまして、少額サービスのみを取り扱うことに特化した規制のあり方ということで議論がなされております。

他方、我々割賦販売小委員会では、ポストペイのところでは少額・低リスクなサービスにどのような規制を課すべきかということを検討しております。

5ページから論点をここでは5つほどあげさせていただいております。

まず論点1といたしまして、少額・低リスクなサービスといったときに、どの程度の極

度を想定したらいいかということで、考え方の1といたしまして、極度額が30万円以下の範囲ということが1つ考えられないか。これは極度額が30万円以下の場合には、支払可能見込額調査の適用除外となること、こういったことを踏まえまして1つの考え方と考えられます。

それから、もう1つは、考え方の2として、極度額10万円程度ということで、個々の利用者の極度額自体は与信審査によりまして0から10万円ということで、数万円程度が想定されるということでございます。この場合には、月額給与等からおおむね支払いが可能と考えられる範囲、あるいは日常的な買い物、趣味等の支払いが想定されます。

それから、前回、議論がございましたが、事業者の実務実態、あるいは新たな決済サービスとして出てきているものとしては10万円程度が想定されるのではないかと、こういった議論がございました。

それから、5ページの右側ですけれども、いろいろ書いてありますが、要するに少額・低リスクサービスを円滑にする観点からどのような規制項目について検討を行うべきかということが書かれております。

6ページ目にまいりまして論点3です。

どのように包括購入あっせん、信用購入あっせんの関係の規制を分類したらいいかということでありまして、1番目、行政上の行為規制、それから、2番目、消費者救済のための民事ルール、3番目は割賦販売法そのものではありませんが犯収法について、マネロンの話という3つの分類ができるのではないかとということでありまして、特に、2.の消費者救済のための民事ルール、抗弁の接続等ですが、ここまで見直しをするのかという点がございまして、1つの提案といたしましては、1.の行政上の行為規制というところが画一的な規制になっておりますので、こういったところを中心に議論をしてはどうかということを書かせていただいております。

6ページの右側のところは、その際のイメージのようなものでありまして、ここはご議論だとは思いますが、支払可能見込額調査等について、このあと別途与信審査のところでも詳述するというところでございまして、そのほかクレジット番号等の適切管理、取引条件の表示義務、苦情処理、資本要件、体制整備、こういったところをリスクベース・アプローチで検討していくのはどうかということでもあります。

これも1つの例ですが、幅広く1.の中での項目を議論してはどうかということでございます。もちろん今回の議論では時間が限られておりますので、フォーカスすると

ころは出てくるのかなということです。

7 ページ目について、論点 4 は、リスクベース・アプローチを適用する際にもセーフティネットとしての措置が必要ではないかということで、執行強化、事後規制のあり方、新成年への対応の充実ということを書かせていただいております。

また、論点 5 のところでは、リスクベース・アプローチといったときに、少額・低リスクサービスと、それ以外のサービスを分けるという意味でのリスクベース・アプローチだけではなくて、少額・低リスク以外のサービスの中でも、リスクベース・アプローチという考え方は適用できるのではないかということが書かれております。

次に与信審査における性能規定の導入についてです。

9 ページは、支払可能見込額調査の規制の概要ということで、左側の真ん中あたりに支払可能見込額について、年収プラス預貯金マイナスクレジット債務マイナス生活維持費という計算式で求めるということでございます。特に、クレジット債務について、指定信用情報機関の情報を使用しなければならないということで法定されております。

特に、重要な点は、右側の上のところですが、支払可能見込額調査の適用除外についてです。極度額が 30 万円以下の場合には、支払可能見込額調査は一旦適用除外になります。ただし、指定信用情報機関への照会を行うことが義務づけられておりまして、これを行った結果、・が 2 つございますけれども、以下に該当する場合は支払可能見込額調査を行わなければならない。延滞がある場合、自社の債務が 50 万円超の場合、または他社債務を含む債務額が 100 万円超の場合ということで、この場合には、支払可能見込額調査に戻らなければいけないということでありまして、ただ、点線の四角にございますが、割賦販売法では、上記のいずれかに該当した場合に与信を禁じるということではなくて、あくまでも支払可能見込額調査を行う義務が発生するということでもあります。

割賦販売法では、延滞がある場合や一定の合計債務額に達した場合に与信を禁じる規定はございません。あくまでも支払可能見込額を調査するという義務が生じるというものです。

次の 10 ページですが、前回、第 1 回でも資料に出てまいりましたが、クレジットカード会社では、さまざまな蓄積された膨大なデータを用いまして分析手法、ノウハウといったものを用いて高度なスコアリングの構築をし、これを用いて重要な判断要素として与信審査をしているという実態があります。

10 ページの右上では、ポイントということで書かせていただいておりますが、前回の議

論で、さまざまなデータ、かつては考えられなかったようなデータも含め活用できるようになっており、与信審査において、こうしたデータがどれだけうまく柔軟に利用できるかというところがポイントであります。一律の規制ではなく、柔軟な規制により、情報の活用によるサービスの柔軟化を促進することは、リスクを増やすのではなくて、より安全で安心なものを提供できる大きな手段ではないか、こういう議論がなされたわけでございます。

また右下のところですが、与信イノベーションを促進することによって消費者保護を精緻化できるのではないかとということで、技術やデータを活用したスコアリングの促進を通じて与信審査の精度向上、それから、消費者保護を精緻化できるのではないかと。こういったサイクルが考えられるのではないかとということでございます。

11 ページにつきましては、前回もご説明申し上げましたが、レンディング分野における与信審査としてA I ビッグデータを使ったもの、それから、トランザクションレンディングのようなもの、そういったいわば動的なデータを用いまして与信審査が行われているということが書かれております。

次の 12 ページですが、他方、少額決済分野におきましても、さまざまな情報を使いまして、A I 分析などによって与信審査が行われるようになっております。

左側の例 1 ということで、支払い能力、約束履行力、趣味嗜好性、こういった膨大な行動データをもとに総合的にスコアリングをするということで信用審査をしております。

あるいは、例 2 ですが、通信契約の契約年数、料金の支払い状況、こういったものに、あるいは商品の特性などをみるということでありして、こういった与信審査のポイントは左下のところの点線枠ですが、支払可能見込額調査等では把握しきれなかった取引履歴等の個別データをテクノロジーにより収集・分析できるようになり、これによってリスクコントロールができるようになったということでございます。

12 ページの右側でその概略を書いておりますが、これまで支払可能見込額調査では、一定時点における情報ということで、いわば静的な情報をもとに与信審査を行うという体系だったわけですが、技術が進展して活用できるデータが飛躍的に増大する、購買履歴や支払い利益、金融データ、商品特性、こういったいわば動的なデータを用いて予審査ができるようになっているのではないかとということでございます。

13 ページ目ですが、これをまとめております。右側の赤点線枠ですが、クレジットカード会社における膨大なビッグデータを用いたスコアリング、それから、FinTech 企業によ

る新たなよりリアルタイム性の高い情報を用いた与信審査、こういったものが出てきている中で、一番下の枠ですが、画一的な与信規定によるのではなく、性能規制の考え方に基づいて技術やデータを活用した与信審査の手法を認めていくべきではないか。それによって与信イノベーションを促進して消費者保護を精緻化することができるのではないかとということです。

14 ページ目から論点です。

まず論点 1 は、前回でも議論がございましたが、どの主体が性能規定の妥当性を評価するかということです。

考え方の 1 としては、事業者みずから判断・評価する方法、考え方の 2 としては、行政等の第三者が事前・事後のチェックをする方法、考え方の 3 としては、行政等の第三者が事前のチェックはしないけれども事後のチェックをする。こういったものが性能規定という考え方、その本旨に従って、どれが妥当かということになろうかと思います。

それから論点 2 ですが、性能規定の妥当性をどういった基準で評価すべきかということでございます。性能規定についてです。まず 1 つ目の矢印のところでございますが、技術・データを活用した解析手法、スコアリング手法により与信審査を行うということで、この中身まで適正かどうかというのを決めてしまうと、これは性能規定の考え方ではなくなってしまうので、基本的に技術・データを活用するといったところまではひとつ大切なことだと思いますが、それ以上の手法につきましては性能規定の考え方によるかと思っています。ただ、性能規定でございますので、目標の指標は定めなければならないということで、ここでは 1 つの例といたしまして延滞率、あるいは貸倒率というものを一定の水準範囲とする、こういったことが考えられないかということで問題提起させていただいております。

次の 15 ページですが、論点 3 のところです。

少額・低リスクなサービスについてはどのように考えたらいいかという点でございます。考え方といたしましては、最初に申し上げましたとおり、主として月額給与等の中で賄われるような少額の支出は後払いの形式とするということ、それから、取引履歴等のビッグデータに基づく与信審査など各社の与信審査が行われているという中で、支払いが過度に困難な債務を負うことは通常想定しにくいのではないかと。こういうことを考えますと、支払可能見込額調査自身については、先ほど申し上げましたとおり、30 万円以下の場合には適用除外に既になっているわけですが、同時に指定信用情報機関の信用情報の使用義務を

一律に課す必要はないのではないかと考えています。

下のところで細かい字で書いてあって恐縮でございますが、先ほど申し上げましたとおり、30万円以下の場合には支払可能見込額調査の適用除外とする一方、指定信用情報機関への照会の結果、延滞等がある場合には支払可能見込額調査をするということになっておりますけれども、この指定信用情報機関への照会というのは、あくまでも支払可能見込額調査を行う必要があるか否かを判断するためのもので、これを行ったからといって与信するか否かというものが決まるわけではございません。実際の過剰与信の防止という観点からは、支払可能見込額調査によってその可否が判断されるということです。

他方、少額・低リスクサービスでは、先ほど申し上げましたとおり、支払いが過度に困難な債務を負うということはなかなか想定しにくい。あるいは各社での信用審査が行われて、与信審査が行われているということで、改めて支払可能見込額調査の要否を決めるために指定信用情報機関への照会をするということは要しないのではないかと考えられるかどうかということです。

また、一番下のところでは、指定信用情報機関への信用情報の登録義務についてですが、そのコストと費用対効果ということにかんがみ、少額決済の情報まで登録を要しないということについてどのように考えるか。

それから、論点4で右側のところですが、少額・低リスクサービス以外におきまして、指定信用情報機関の信用情報の使用・登録の義務をどう考えるか。

使用義務につきましては、現行法におきまして、支払可能見込額調査を行うときは信用情報を使用しなければならないとされております。

こうした中で、点線のところでございますが、あくまでも現行の支払可能見込額調査の仕組み、計算式を用いて支払い可能な能力、額を算定する場合に必要な情報をこの使用義務では参照する義務があるということでありまして、取引履歴や過去のデータに基づいて、いわば技術・データに基づいて支払い可能な能力、額を算定、確認することができるものとして支払可能見込額調査を行わない場合には、当該情報というのは使用する必要はないと考えられるかどうか。いわば技術・データを活用して支払い可能な能力、額が算定されているというところで、さらに支払可能見込額調査で用いられるクレジット債務等の額を改めてこれを使用するというのは義務づける必要があるのだろうか。もちろん参照することはできるということは必要かもしれませんが、義務づけなければならない、この項目を確認しなければならないということが必要であろうか。

それから、登録の義務につきましては、考え方の1と2ということで、引き続き登録が必要な場合とそうでない場合ということを書かせていただいております。

16 ページにつきましては、以下のようなことを、これまでの論点のところを整理させていただきまして、こういった仕組みについてはどう考えるかということでございます。いわばまとめということでございますが、少額・低リスクサービスについては、一律の支払可能見込額調査、あるいは指定信用情報機関による信用情報の使用の義務というのを課さないこととしてはどうかということです。

それから、少額・低リスク以外のサービスにつきましては、技術やデータを活用した方法で与信審査をできる事業者というのは、性能規定の考え方により、やはり一律の義務を課す必要はないということについてはどうかということです。

また、17 ページですが、仮に少額・低リスクサービスの範囲を極度額 10 万円以下の範囲とした場合の極度額 30 万円までのサービスの新たな法適用の関係のイメージということでございまして、右側 3 つの欄は現行規制です。30 万円までにつきましては、延滞等がない場合には支払可能見込額調査は不要である。ただし、指定信用情報機関の信用情報の使用義務によって、支払可能見込額調査が必要かどうかを判断するという意味での使用義務が必要ということですが、一番左側の少額・低リスクサービス、今回検討しているところですが、支払可能見込額調査は、これまでの 30 万円以下と同様に不要とした上で、他方、過剰与信を招く危険性が懸念が低い、あるいは各社で与信審査が行われていることから、指定信用情報機関の信用情報の使用義務というところも不要としてはどうかということでございます。

以上のようなところでございます。

また、参考資料といたしまして、これとは別の資料ですが、前回、康井メンバーから、スウェーデンの **Klarna** を研究してはどうかということがありましたので、その概要を添付させていただいております。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、沖田 S B I 大学院大学特任教授から「フィンテック時代の利用者保護とイノベーション促進について」というタイトルでプレゼンテーションをお願いしたいと思います。時間も限られておりますことから、10 分程度でお願いできればと思います。よろしくをお願いします。

○沖田氏　　沖田でございます。

本日は、このような機会をいただきまして誠にありがとうございます。

割賦販売小委員会に関しましては、私は2014年9月の第1回から2017年9月までの第19回までオブザーバー委員という形で参加をさせていただいてございました。その際にはEC決済の業界団体でございますEC決済協議会の発起人会長という立場とともに、こういったアカデミックな立場でもお話をさせていただいておったのですけれども、本日は、SBI大学の立場でご意見を申し上げたいと思っております。

前回も傍聴させていただいてございまして、前回のご議論ですとか、それから、今ほどの事務局のご説明、大変すばらしくまとまっていっぱいますので、私のほうから、それにつけ加えるというわけではなくて、少し異なった角度からの意見を申し上げまして、委員の皆様のご議論の材料とさせていただければと考えてございます。

資料はテキストばかりで味気なくて恐縮でございますけれども、2ページへ進んでいただきまして本題に入らせていただきたいと思います。

まず本日の主要な論点の1つでありますリスクベース・アプローチに関してでございますけれども、四角の括弧は前回の資料から抜粋、引用させていただいております。そういった意味では、本日、まず私として問題提起をさせていただきたいのは、ここで述べるリスクとは何ぞやというところをまず申し上げたいと思っております。

というのも、従前の割販法に関しては消費者の保護といったところに非常に重点が当てられておりました。とりわけ不正利用ですとか過剰与信、過剰債務といったところをご議論させていただいたと記憶をしております。これは当然非常に大事な論点でございまして、実際に問題も発生しておりましたので、そういった各種問題に併せて必要な措置や対策を講じてきたというところだと思いますけれども、フィンテック時代に併せて新たな規制の枠組みが求められているというのが今回の小委員会を極めて短い期間で再開をされたという部分が前回のご議論であったかと思えます。

そういう意味では、私のほうで考えているのは、リスクというところで従前規制が必要な理由というところにかなりポイントが絞られておったと思うのですけれども、それと同様に、機会リスクというところにも光をあてる必要性があるのではないかと考えております。

次のスライドにまいらせていただきまして、というのも、やはりフィンテック時代においては機会リスクというのは決して軽視できないと考えております。私自身はインターネ

ットですとかイーコマース、それから、アジア A P E C というようなフロンティア分野に 20 数年来取り組ませていただいております。そういった新たな技術、新たなサービスといったものに取り組む際には、やはり既存サービスでは存在しなかった問題について議論が集中するということは一般的であり当然だと考えております。

一方で、イノベーションに携わらせていただく中で申し上げますと、特に国際比較も踏まえると、イノベーションの機会を逃してしまうということは、当該の事業者、利用者というところはもちろんでございますけれども、社会全体にとっても、得られるはずだった利益が失われるという観点が必要ではないかと考えております。

それから、新しいサービスという観点の際には、新しいサービスに非常に完全性を求めるというのは一般的に人間のならわしだと思うのですが、既存のサービスの中でも潜在的なリスクを抱えながらも、長年の慣習の中でそれが許容されてきたというものもあるかと思います。

具体的にいえば、例えば電子マネーのような議論の際には、電子マネーを落としてしまったらどうするのだというのがかなり盛んに 20 年ほど前議論したわけですが、これは現金も同様で、現金も財布を落としてしまえば基本的には返ってこないもので、それと同じような観点で、過度の無謬性というところを追求するのではなくて、相対的なリスクという考え方も取り入れていく必要があるのではないかと考えております。つまりところゼロリスクというところを求めていくという、無謬性を追求するとなかなかイノベーションが起きづらいところがありますので、いかにリスクを管理し、最適化していくかという考え方はいかがではないかと考えております。

キャッシュレスという観点で申し上げますと、少し抽象論が続いておりますので具体的な形で書かせていただいておりますけれども、これはご説明申し上げる必要性もないかと思えます。先ほどの紛失時というような観点もそうですけれども、先ほどの機会コスト、機会リスクという観点でいえば、やはりキャッシュレスによって実現されるものは決して利用者の利便性といったような部分に限定されるものではなくて、社会全体の社会コストの低減、生産性の向上といったところが議論されているのは皆様も重々ご承知のとおりかと思えます。

それから、無謬性の観点では、キャッシュレスですと、よく自然災害時、停電が起きたらあぶないではないかというような報道もされますけれども、これは実は現金も災害で万能かという、決してそうではありませんので、このあたり冷静に考えていく必要性はあ

るのかなと考えております。

こういった部分、与信の観点も同様であろうかと考えてございます。フィンテックの世界では、一般に、特にアジア、アフリカの国々では、**unbanked** ですか **underbanked** という表現をする機会が多くあります。これは、具体的には銀行口座をもてない方ですとか、もっていても十分な金融サービスを受けられていないという方々を指す言葉でございますけれども、一般に日本では、**unbanked**、**underbanked** といわれる方は少ないといわれておるのですけれども、一方で旧来型、従前のテクノロジーでは、支払い能力が十分あっても、クレジットカードをつくれないう方も従前は存在していたのは事実でございます。例えば自己破産したという方もそうですし、それから、カードではありませんけれども、与信という観点では、例えば企業家が自分の会社を売却したという方が、実際には家を借りようとしたら、定職に就いてないので借りられませんでしたというような話も伺ったことはございます。こういった部分は、現在非常に技術が多様化する中で解決されつつありますけれども、そういった意味では、当人の支払い能力に併せた適切な与信といったものが本質的には一番大事なのではないかと考えております。

そういった意味では、過剰与信はもちろん問題でございますけれども、過少与信というのも同様に問題でありまして、画一的なものではなくて、その人に併せた適切な与信といったところが技術の進展で図られていく、そういったものが望ましいのではないかと考えております。

6 ページ目にまいらせていただきまして、もう 1 つのトピックスであります性能規定についてですけれども、これは事務局からのご説明のとおりで、少額等についてはリスクは小さいという一方で、今ほど申し上げているような不作為のリスクは決して無視できるものではないのではないかと考えております。

そういった意味では、機動性のある規制体系というのは必要ではないかと私も考える次第でございます。

今回はかなり少額決済に集中しておりますけれども、これは必ずしも少額の議論に限ったものでもないと考えております。

それから、機会損失だけではなくて被害の防止、消費者保護という観点でも、やはり新たなサービスが生まれるタイミングで、すべての問題を予見しきるところは困難でございますので、保護の観点からも、事前に細かいルールや枠組みを定めるという形ではなくて、柔軟な規制の枠組みを行っていくというところは、イノベーションを促進する、

機会を提供するところと保護、両方に資するのではないかと、私は考えております。

さらにイノベーションの担い手でございますけれども、一般に革新的なサービスというのは、このあとプレゼンされるメルペイさんのように、いわゆるスタートアップ、若いベンチャー企業さんが担うということも多い一方で、特にフィンテックの分野に関しては、いわゆるオープンイノベーションという形で、そういったスタートアップ企業と、伝統的な金融機関が手を組んで行っていくというケースも非常に多いと考えております。

こういった部分を考えますと、柔軟な規制というところは、必ずしも若い新たな企業とといった部分に限定するものではなくて、幅広く従来のプレーヤーも含めた形で検討していくというのが望ましい姿ではないかと考えています。

つらつら申し上げましたけれども、ぜひ国際競争力といった観点も踏まえて委員の皆様にも活発な議論をお願いできればと考えております。

ありがとうございました。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

続きましてメルカリの吉川政策企画マネージャーから、「後払いサービスの健全な発展に向けて」という題でプレゼンテーションをお願いいたします。先ほどと同様、時間が押しておりますので10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○吉川氏 メルカリの吉川でございます。

10分程度で資料が20枚ほどございますので、全部には触れずポイントを絞ってご説明を申し上げます。

4ページをごらんいただけますでしょうか。ここにメルペイのミッションを書いております。信用を創造してなめらかな社会を創るということですが、私どももともとメルカリというフリマサービス、ここで始まって、中古品がなめらかに世の中を流通して、そこに大きなマーケットがあったという経験をいたしました。今度はそれを決済、金融の分野でやっていきたいということでスタートしているものでございます。

サービスの詳細は申し上げませんが、5ページをご覧ください。いわゆるスマホで決済できるサービスでして、既に〇〇ペイという形で各社さんが提供しているようなサービスを私どもも提供しております。

ただ、これはお支払いをいただく際に私どもの1つの特徴としては、メルカリでお客様が売り上げたお金をいろいろな場所でお支払いにお使いいただけるというところが1つの特徴かと思っております。

ただ、それ以外には5ページの3つ目の・にございますように、銀行口座を登録していただき、そこからチャージもできるところでございます。

6ページはメルカリのご利用されているお客様の性別ですとか年齢層を書いております。幅広いお客様から使っていただいております。

7ページがメルペイで決済いただける、もしくは今後いただけるようになるお店の例を示させていただいております。お伝えしたいこととしては、メルペイを使われる場所は余り高額な決済が行われる場所ではなくて、お店の名前をみていただければおわかりになるとおり、少額で日常的に高頻度で使っていただくような場所が多いかと思っております。このような使われ方をすることが後払いのところにも関連しますので、少しここで言及させていただきました。

8ページでございますけれども、メルペイのキャッシュイン、メルペイというデジタル、スマホのお財布にお金を入れる部分とお金の出の部分、キャッシュアウトのところの概要を書かせていただいております。本日、説明させていただく後払いのサービスというのは、キャッシュインの重要な1つの手段になってきているかなというのが私どもの感じているところでございます。今のところメインの手段というのは、銀行口座からのチャージということですが、やはり銀行口座をスマートフォン上で登録いただくというのはなかなかハードルが高い面もございますので、そこに加わる新たな手段として後払いも大きく位置づけていければと思っております。

それから、9ページ、10ページ目をご覧くださいませでしょうか。10ページです。

後払いのサービスが、私ども業界にいと非常にニーズが高いと感じているのですが、必ずしも業界外の方々にはニーズの強さというのが実感できていないところもあるかと思ひまして掲載させていただきました。

左下のグラフがイーコマース市場における後払いの決済額の伸びを示しております。こちらをご覧くださいませように、2020年の予想値をみていただいても、かなり2017年比から大きく伸びております。これはあくまでイーコマース上のニーズの伸びの予測でございますけれども、これをイーコマースだけではなくて、普段皆様がお使いのコンビニですとか、ファミレスですとか、スーパーといったところでも強い需要があるのではないかというのが私どもの感じているところでございます。

11ページ目をご覧ください。

メルペイ後払い、これは私どもが提供しようとしている後払いサービスでございます。

ポイントだけ申し上げますと、右下の点線で囲ってあるところをご卵いただきますと、当月、何回メルペイでお支払いいただいても、それを翌月末までにまとめて1回でお支払いいただけるというサービスでございます。お支払いの方法は銀行口座から引き落とす、それかコンビニで実際に現金をもってきていただいてお支払いいただくという方法でございます。こういったサービスの提供をここの春ごろに提供すべく準備をしているところでございます。

12 ページ以降が、こういったサービスを提供するにあたっていかに安心・安全に使っていただくかということで私どもが講じようとしている措置の説明でございます。

13 ページ目、1 つはしっかりデータを使う。恐らく今回の小委員会の大きなテーマの1 つだと思いますけれども、私どもでいえば、メルカリというフリマのマーケット上のお客様の行動のデータをしっかりとって、それをベースに後払いのサービスに活かしていく、後払いで各お客様が利用いただける額をメルカリ上の利用実績をベースに決めていくということでございます。

右下のグラフにございますように、未払い率が高くなると予測されるようなお客様に対しては、利用できる額を低く設定するようにAIに学習させまして、そういうモデルを使って、使っていただける額を設定していくというものでございます。

それから、14 ページでございますけれども、ここのポイントは、私どもあくまで少額の与信ということを想定していますけれども、複数のアカウントを個人のお客様が使えてしまうと、少額であってもそれが複数ということで額が大きくなってしまいますので、暗証に基づく本人確認をしっかりやって、そういったご利用を排除していくというのが14 ページ目でございます。

15 ページ目は不正利用の対策について幾つか書かせていただいております。ここもポイントだけ申し上げますと、決済情報の暗号化をするとともに、額が大きいものなど、リスクに応じて暗証番号を求めたりするなど取り組んでおります。

また、当然ながらお客様を守るためにも、加盟店審査もしっかりやっているということを3点目に書かせていただいております。

4 点目はごくごく簡単に触れさせていただきますけれども、メルカリでものを売っていただけますので、後払いを使ったお客様が翌月末までにお支払いいただく際に、頑張ってメルカリでものを売ってお金をつくって、それをお支払いいただくということも可能ですので、あくまでこれは側面支援だとは思いますが、そういった場も提供していると

というのが 16 ページでございます。

17 ページは、あくまで基本的なことですけれども、しっかりお客様にご理解いただきながら使っていただくのが大事ということで、お使いいただきやすいデザイン、動線をつくらせてサービスを提供しているという説明でございます。

ここからが変化するニーズと事業環境ということで、私ども少し検討の方向性についてご提案のようなことを書かせていただいております。19 ページをご覧ください。

ここも真ん中の新たなサービスというところだけ少しご覧いただければと思いますが、今までご説明申し上げてきましたように、私どもの後払いサービスといったときに、かなり少額で、そのかわり利用頻度が高いというようなサービスを想定しております。

それから、手元にお金がなくてお客様がお使いいただくというよりも、お支払いが翌月末 1 回でまとめられるという利便性ですとか、どちらかというと、お金がないからというよりも利便性、手元にお金がある方でも利便性をとっていただくために使っていただくというようなサービスの位置づけなのかなと思います。したがって、少額というところと少し利用の形態が違うというところが新たなサービスの特徴かと思っております。

これを踏まえて 21 ページですけれども、少しご提案をさせていただいております。

3 点書かせていただいております。1 つは新たな技術による過剰与信の防止措置について何らか法的な位置づけができないかということをご検討いただけないかというものでございます。

私どもでいえば、メルカリ上でさまざまなお客様の行動のデータがとれますので、こういったものを AI に学習させて、後払いで利用いただける利用額の範囲を提示する手法など、こういった措置について、過剰与信の防止措置として何らか位置づけていただけないかというのが (1) でございます。

(2) は、特にその中でも少額な後払い、分割払いのニーズに併せた規制の見直しを行っていただけないかというものでございます。少額のサービスの場合には、(1) で述べましたようなデータを活用した手法をお客様の支払い義務の履行可能性を調べる際に利用することについて法律上位置づけていただけないか、そういった検討ができないかというご提案でございます。

それから次は少しスタートアップ、小規模な企業がこういったサービスを提供するということを念頭に置いておりますけれども、少額サービスの場合、支払い義務を履行いただけない際の契約解除までの期間、今 20 日間のものを短縮いただけないか。資金繰りの面

から、スタートアップについてはこの制約が厳しい面もございますので、そういったご検討の提案をさせていただいております。

それから、3点目、最後でございますけれども、私どもサービス自体はスマートフォンで提供していて、スマートフォン上のアプリですべて完結しているものでございます。恐らく今後新しい後払いサービスをされる事業者の方々、皆様恐らくスマートフォン上のアプリで提供されるというのが大半ではないかと思っております。このような新しい形態の事業者の存在を前提とした事業環境の整備をご検討いただけないかというものでございます。

ここで一例あげさせていただいているのは、完全ペーパーレスを許容いただけないか。今、求められれば書面ということではあるのですが、スマートフォン上のアプリで提供しているものですので、ここはそのアプリ上でいろいろ通知ができると私どもとしては大変ありがたいということで書かせていただいております。

それから、2点目、例えばセキュリティ対策について、これまでさまざま業界団体等を含めて実行計画等を定められているところだと認識しておりますが、必ずしもカード、いわゆるプラスチックカードを発行しない事業者も出てきている中で、これは検討の結果、セキュリティ対策、かなり似通っているねということはあるかもしれないのですが、カードを発行しない、それから、スマートフォンで提供するというような新しい事業者の形態に見合ったセキュリティ対策等についてご検討いただけないか。そういった新しい事業者を前提にしたセキュリティ基準の検討なども認めていただけないかというのが最後の点でございます。

長くなりましたが以上でございます。

○山本委員長 どうも吉川様ありがとうございました。

それでは、ただいまから討議と質疑応答の時間とさせていただきたいと思います。時間が限られている中でなるべく討議を効率的にするために、委員の皆様、ご発言を制約いたしませんけれども、きょうの課題といたしましては、大きくはリスクベース・アプローチというものと、それから、その一部でありますけれども、与信規制の性能規定化と分かれてございます。これは事務局の資料がそうになってございます。前半のほうも大変たくさんテーマがありまして、前半を突き詰めますと後半の時間がなくなってしまいます。どちらかという後半のほうの手が届きやすい、あるいは議論を収斂させやすいところだと思います。そのあたりを時間のバランスをとりながら、進行させていただきたいと考えます。

これが第1点。

第2点でございますが、委員の皆様すでに先刻ご承知のことかと思えますけれども、特に後半の部分のテーマにつきましては、ポストペイといいましてもマンスリーは基本的に関わらないということで、本日の審議の中心になるのは基本的にポストペイの分割・リボ払いのところであるということです。前半の部分でクレジットカード番号等の適正管理のところには一部マンスリーも関わりますけれども、中心は分割・リボであるということです。そしてキャッシングがどう関わってくるかという問題もあります。これは議論の中で出てくるのかもしれませんが、そういったところを頭に入れてなるべく噛み合った議論をしたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご発言のある方、挙手をお願いいたします。

○池本委員 前回出席できず申しわけありませんでした。

今、座長からの話もありましたので、資料5で発言メモを提出いたしましたが、少額リスクに関するところは後回しで時間があればということで、後半の論点を中心に議論していきたいと思います。必ずしも、メモの何ページのこことここ、という形よりは、要約した形でご説明したいと思います。

まず事務局からのご説明、あるいはメルカリさんの説明の中にもありましたが、AIやさまざまな技術で他を活用した与信というものが非常に柔軟に行われているという説明とともに、ただ、それは各社で多種多様なものであるという両面があると思うのですが、これまでの包括クレジットで登録をした事業者、つまり現在の法規制の枠の中でなおかつ多様な与信審査をしているということと、今後、その過剰与信規制をはずす、とりわけ信用情報機関の照会をはずしてもなおかつ信頼できる与信審査ができるのかということについて非常な疑問を感じております。

特に先ほどのメルカリさんのところでもあったのは、自社の利用実績の中から支払い能力なりをチェックするということですが、自社の情報がどれだけ豊富にあるかというのは恐らく今後、AI活用といっても判断基準に入らないのではないかと。むしろ他社のもの、あるいは多重債務の防止というのは、まさに信用情報全体を通してセーフティネットとしてつくられているものですから、それを利用しなくても一定の延滞防止になるのだというだけのものが果たしてどうやって保証できるのかということが理解できないところがあります。

その関係でいいますと、事務局説明資料の中で14ページ、誰がどうやってそれを審査

するのかというところの説明がありました。事業者がみずから判断、評価する、実施状況、立入検査で確認するというご説明がありましたが、しかし、これでは結局各社それぞれ自分のところでやっています。その基準どおりにやっていますといえすむようにも読めてしまいます。あるいはそこに信用情報機関の利用ということが最低限のセーフティネットとしてあった上で、画一的な与信審査方法である支払可能見込額というものを選択できる、そちらにするか、独自のものにするかということであればわかるのですが、信用情報で現に他社を含めて延滞事故が発生している人に、それでも与信可能だというだけの高度の審査というのは何がどうあるのかというようなところについて、むしろ事務局なり、あるいはこれまで取り組んでおられるところなりであれば逆に教えていただきたい。私はむしろそれは最低限のセーフティネットとして信用情報機関の利用というのは必要ではないかと考えるところです。

なぜそこをこだわるかという、これは皆様ご承知かと思うのですが、平成 18 年の貸金業法改正、20 年の割賦法改正を通じて多重債務者というのは大幅に減少してまいりました。しかし、平成 24 年を底に打ったそのあと徐々にまたふえてきていて、昨年、平成 30 年は破産事件が 8 万件を超えるというふうにもまた増えはじめていることが顕著になっている。そういう中で、信用情報機関の利用そのものを不要とすることは制度設計として非常に危険ではないかと感じているからです。そのあたりについて、むしろ事務局なり、他の委員なりからご意見があればお伺いしたいと思います。とりあえずこの点だけお聞きしたいと思います。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

池本委員からは、信用情報機関の登録、照会はやはり大事だということ、支払可能見込額調査の柔軟化については多少理解できるということでしょうか。そういう方向でのご意見ないしは委員や事務局への問いかけがございました。

ほかにご発言がありましたら承りたいと思います。

○岩下委員 本日、事務局からご提案のあったリスクベース・アプローチ及び与信審査における規定、ルールといった件につきまして、私は基本的にとてもいいことではないかと考えています。

と申しますのは、例えばここの割賦販売小委員会の対象としているのは、主として割賦販売に携わるいわゆる分割リボ払いであるとか、そういうことに携わる業者さんであって、かつその規制の目的が過剰融資の防止にあるので、銀行のバーゼル規制とはかなり目的が

違います。ただ、銀行のバーゼル規制、バーゼル1、2、3とありますけれども、あれはバーゼル1が始まってからしばらくしてからバーゼル2が2004年に始まりまして、そこで内部モデルアプローチというのが採用されたのですね。今を去ること15年前です。バーゼルの議論の中で、銀行の場合はむしろ自己資本を十分もって倒産しないようにしなさい、貸倒れが発生してしまったらあなたが倒産するのだから、そのときにちゃんと生き残れるようにしなさいよというのがバーゼル規制の枠組みなので、目的は違うのですが、ただ、基本的にさまざまな情報を活用してリスクをマネージする、その場合のリスクというのは、例えば貸し過ぎてしまうというリスクもあるかもしれませんし、あるいは貸倒れてしまうというリスクもあるかもしれません。ただ、最終的には起こっている事象は似たようなことです。相手が消費者か、あるいは企業を含むかというところで、銀行と割賦販売業者は微妙に違いますけれども、どちらもやろうとしていることは信用リスクを正確に計測するということです。

その部分については、過去においてさまざまな金融技術の発展がありました。本日の議論の中でも何度もビッグデータという言葉が出てまいりました。そういったものを当然活用するという観点からすれば、さまざまな分析のためのアプローチが可能になっており、かつ各社が既にそれを実装しているということ为先ほどの事務局のご説明でも了解されたところです。片々SBIさんやメルカリさんのお話にもあったとおり、フィンテックの世界では新しい情報がとれます。新しい情報に基づいてさまざまな分析を行うことによって、やはり同じ過剰融資を抑制するという目的であったとしても、それをきちんと達成するためのモデルが十分に組める仕組みというのが今の情報技術、あるいは金融技術の中で当然できてきている。

問題は、バーゼル2の議論のときにもあったのですが、良いモデルか悪いモデルか、それはそれぞれの会社によって違うわけです。池本委員がおっしゃったとおり、果たしてそれは本当に信用できるのかという部分では大いに問題になるわけですが、ただ、それは逆にいうと、今の数量規制的なものはもちろん信用情報システムに問い合わせをすれば相当部分はわかりますが、これも信用情報システムに対する不正を行った事例というのも多数ございます。典型的には生年月日等を偽って云々という話はよく聞く話ですので、そうするとそれが必ずしも万能というか、完全無欠なる手段とはなかなかない部分があるように思います。そうすると日々の人々の行動パターンからみてこうであるから、したがってこうであろうという推測を合理的に行っていることと、どちらがよりすぐれて

いるのかというのは、なかなか本当にやってみないとわからないという部分があります。

ただ、それをではどうぞみんな勝手にやってください。それは完全に自由にしますという
ことにしてしまうと、必ずしも良いものが残るかどうかわかりませんので、それについ
て当局が何がしかのチェックを行うとか、あるいは自分たちでこうやってバックテストを
やってみた結果、これだけ実績と合いましたので、大丈夫なんですというような挙証の責
任をおのおのの企業に果たしてもらって、それが本当に信頼できるかどうかということ
を確認するなど、幾つかの対応手段はあり得ると思います。

その上で、もちろん信用情報システムを自由に使えれば、あるいは安く使えればいいの
ですが、実は必ずしもそうでないことがあるから信用情報システムを使いたくないという
声があるわけですね。これは当然みんなが情報をきちんとシェアできることが望ましいわ
けですが、一方でプライバシーとか別の問題がまたありますから、必ずしもそうではない
ケースがあると思うので、それぞれの会社でベストと思った方法をきちんと当局にプレゼ
ンテーションしていただいて、それがもっともであれば、それでやっていただくというこ
とで、さらに何度も見直していく、これもやはりパーゼル1、2、3のように、リスクベ
ース・アプローチ及び性能規定1、2、3のような形で改善していくというのがよいので
はないかと考える次第です。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

ほかにご発言ございますか。

○沢田委員 今の岩下先生のご意見にかなり近いのですが、性能規定の話をまずという
ことでしたので、そちらからまいります。総論としてももちろん賛成ですというのは前回は
申し上げたとおりです。事務局資料の14ページ、論点1のどうやって評価するかという
ことに関しては、私としては考え方1に近い意見をもっているのですけれども、そのとき
に重要なのは、性能として満たさなければいけないのはこの場合何かということです。前
回はリスクについて同じようなことを申し上げましたけれども、1つは貸倒れにならない
こと、貸している側がまずいことにならないようにというのが1つですね。

それとともにもう1つ、消費者の側が多重債務に陥らないことという目標があって、そ
ちらのほうがよほど難しい話だと思います。

事業者としての経済合理性とはちょっと違う観点で考えなければいけないので、考え方
の1にあるように、それぞれの事業者さんが、どのようにリスクを分析して、どういう手

段を講じているのかというのが一番重要です。それに対してははっきりこれが正解というものが今はないので、支払可能見込額調査ですとか、信用情報機関で調べるといったことを仕方なくというのは言い過ぎですけども、ほかに良い手段がないのでやっているという部分もあると思います。それに代わる何か、技術で解決できる手段があるのであれば、そのほうが良いかもしれないという考えのもと、それぞれの事業者がどのように工夫しているか、先ほどのメルカリさんのお話では、行動パターンを分析できるということでしたが、それに近いことをしなければならないのではないかと考えています。若干リスクの話になってしまいますけれども、少額だから多重債務にならないというふうにはあまり思えないです。少額・低リスクといわれていますけれども、少額イコール低リスクとは必ずしもいえないのではないかと。少額がはじめの一步になってしまっていて、多重債務者になっていくパターンというのも絶対あるように思います。それを考えると、最初の一步にならないための措置というのは、やはり性格分析、自制心があるかどうか、約束を守るかどうか、そういうことを分析せざるを得ない世界に入っていくのではないかと考えています。それをそれぞれの事業者さんが工夫して、こういうことをやります。だから信用情報機関で他社からの借入れのデータをもらわなくても大丈夫ですといってもらって、それが納得できるものであれば受け入れる。

そのときに第三者の分析結果というのが必要ならば、それは立証にプラスするものとして出していただければいいと思いますし、それがなくても大丈夫ということであれば大丈夫なのかと思います。ただし、本当にそのとおり、いったとおりにやっているかどうかは立入調査が必要かと思います。立入検査で確認するというようなスキームにできれば、ある意味、結果責任を負うような形にもなって、行政側、規制側も、規制される側ももしかしたら今の一律の形式的な規制よりも厳しいことになるかもしれないですけども、そちらを検討したほうがいいのかという意見です。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

ほかにご発言ございますか。

○田中委員 野村総合研究所の田中でございます。前回欠席してしましまして申しわけございませんでした。

岩下先生のお考えに近いのですが、やはり今回、低額・低リスクというところでの議論が中心ではあるものの、やはり業界全体で、このマーケットをこれからどう拡大し

ていくかという視点は常にもっていくべきかと思っています。

その上で、今いろいろな規制がある中で、それに従って信用与信をしているという状況がある中で、その結果、起きていないイノベーションがあるのだとすると、そこは先ほど沖田さんからお話があったように、機会損失が絶対起きているはずであると思います。

なので、当然いきなり何でもありですよという話にはならないものの、新規参入ハードルを下げるというところだけではなくて、新しいアプローチをいろいろ試せる状況を少しずつ作っていくところが将来的に今議論している低額の領域だけではなくて、業界全体の与信の能力の向上みたいところに寄与していくという視点でリスクベースを考えていくことが必要なのではないかと思います。

○山本委員長 どうもありがとうございました。ほかにご発言ございますか。

○二村委員 まずリスクベースと性能規定の考え方、総論的な部分について意見を申し上げたいのですが、法律家的にいいますと、藤原先生を前にして大変恐縮ですが、行政法の基本的な原則の中に比例原則というのがあったと思うのです。要は、問題に対して必要最小限の手段を使うという考え方であるはずのもので、その観点からいくと、考慮したときに、一体どのような課題があって、そのリスクの程度はどうなんだというものに見合った規制というのが本来は望ましいと思っています。その観点からいけば、一律の規制をぼーんと何でもかんでも入れるというよりは、リスクに応じたという考え方のほうが妥当ではないか。

これに対して、リスクベースというのは性能規定とは必ずしも相反するわけではなくて、要はルールの中でリスクを勘案してルールを定めるというリスクベースの考え方もあれば、ルールの運用なり解釈の中でいじっていくというところもあって、その後者のほうがどちらかというと性能規定の考え方だろうと思います。

行政法の考え方というと、今度は本来、立法府による行政の統制というところからいけば、性能規定というのはむしろ逆ではなかろうかという予測面も出るわけですが、その一方で、実際に、それでは行政の権限を立法府が本当に統制できているかという現状を目にすると、必ずしもそうではなくて、議員立法その他によってかなり省令等に引用されている。そこをむしろよく知っている事業者が、こういうふうにやれば必要なリクワイアメントというか、必要な目的は達成できますよということを実現していくというのが性能規定だろうと思います。

そういう意味では、新しく生み出していくという原動力にもなり、適切に機能するよう

に制度設計さえできれば、よりよい仕組みがつくれるだろうと思っています。これがリスクベースと性能規定に対する私の考え方です。

すみません、池本先生そのほか皆様が少額の部分や信用情報機関についても言及されているのですが、これに入ってもよろしいですか。

○山本委員長 もちろんどうぞ。

○二村委員 すみません、1人で長くしゃべって申しわけないのですが、まずどういう社会を描こうとしているのかというところを抜きにして議論はできない話だと思っています。

つまり、キャッシュレスの促進というのが今やるべきことだという大前提に立つのであれば、なるべく多くの人にキャッシュレスの使える環境を提供しようというのが本来のありようのはずなんですね。そのときに、このリスクがあるかもしれない、ここが危険かもしれない、こんな弊害があるかもしれないという「かもしれない」でばっさんばっさん切っていくというのは逆だろうと思います。いろんなアプローチを認めて可能な限り救いあげていくことが本来望ましいやり方ではないか。

では、池本先生その他の方がおっしゃるように、本当に少額であって信用情報機関を使わなければ多重債務等の問題が発生し、問題があるのかというところになるわけですが、幾つかのデータをみると、ご指摘の、特に池本先生のペーパーで出てきている少額だって、いろんな少額を返せなくなって、ほかでまた少額を利用して積もりあがっていった多重債務になるという問題があるではないか。そういう問題を信用情報機関を使わなければ回避できないではないかというご指摘に対して、私は非常に違和感を覚えます。これはいってみれば、踏み倒して、踏み倒して、それでも踏み倒すのに、払うことができないのにさらに与信サービスを申し込んでいるという人なんです。こういう人を排除するためにコストをかけてやることを強制しなければいけないかという部分だと思います。

さらに、実際にいろんなデータをみていくと、例えばJ C Bが昨年出している中でいうと、調査では、新年度の目標、1位は4年連続で貯蓄、2位は生活費の見直し、節約だ、こういうのが日本国民です。あるいは、この社会を構成している多数の人なんです。そういう中で本当に踏み倒しのところ、そういう例外事象のところにそこまであれこれと規制を入れてまでやらなければいけないのか。つまり、そこまでしないとキャッシュレスというものは成り立たないという発想なのかということだと思います。

もう1つ、翁先生のところでお出しになっているN I R A総研のオピニオンペーパーと

いうのがあります。ここでキャッシュレスというのは一体どういう方がお使いになっているか。そうするとこの中で出ているのは、所得が高い人、所得の程度、世帯所得とキャッシュレスの利用は正の相関関係がある。それから、高学歴のほうがより使っている。正規の仕事に就いている方のほうがより使っている。これは支払可能見込額調査その他が機能しているからそうになっているのか、あるいは与信の関係でそういうふうになっているのか、そこは何が原因かというのははっきりしません。

ただ、キャッシュレスを促進していく中で、今ここから漏れている人に対してどう手を差し伸べるかという視点が欠かせないというのは、このオピニオンペーパーの中でもご指摘いただいているところであります。では、そのときに支払可能見込額調査、あるいは信用情報機関を使えという硬直的なルールで果たしてできるのかという議論だと思うのです。それをそのまま許容していく、あるいはそうしなければいけないととらえていくのか、それともキャッシュレスの促進によって社会にメリットがいっぱいあるというものを選んでいくのかという部分が非常に大きいと思っております。

○山本委員長 どうもありがとうございます。

それでは、池本委員、反論あるかもしれませんが、後ほど十分時間をとりますから。

○藤原委員 私は失礼しなければいけないので一言だけ。

この性能規定、15 ページのところの事務局資料ですけれども、結局考え方の1、2、3と論点2の基準がリンクしているので、どんな基準を誰がつくるのかということに尽きるのだと思います。自主的な大枠的なモデルを業界が示していくのか、あるいは行政が大枠だけ示しておいて、大枠から離れるのだったら、どうして離れるのか論証してくださいというようなアプローチになるのかわかりませんが、いずれにせよ、そういった形でスタートするのかなと思っております。その際に、1つだけですけれども、柔軟な規制をとというのはよくわかるのですが、その場合は、自主性に任せるという場合に、サンクションとの関係はどうするかはやはり考えておくべきではないかと思っております。ルールを守らなくていいということではないというシステム設計をしておかないと、これはアメリカ型であっても、全く自由ではないわけです。そのリンクは考えておいたほうがいいのかと思います。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございます。

ほかにご意見は、柳川先生がきょうはご出席いただける時間が少ないということなので

先にご発言いただいてよろしいですか。

○柳川委員 手短にやらせていただきますけれども、やはりこの話が一番出てきている大きなポイントは、新しい技術が使えるようになっていっているので、その技術からさまざまな今まで得られなかった情報が得られるようになっていいる。あるいは柔軟に対応することが技術的に可能になっている、この我々が獲得した技術のメリットをどういう形でウィン・ウィンの関係に実現させていくかということがやはり大きなポイントだろうと思うのです。

先ほどキャッシュレスの促進という話がありましたけれども、それは結果論としてそういうことが出てくるということで、やはり新しい技術を活用するというのが一番のポイントだろうと思います。

そのときに新しい技術といったときに、ひとつ難しいのは、さまざま今新しい技術なり、新しいデータのとれ方というか、取得方法が随分出てきている。つまり変化しているということです。なので、こういうやり方が今新しい技術で可能だからこれで決まりです。ではこれに沿った的確なルールを決めましょうと行って、それでおしまいという話であれば、全部見通した上で、あるいは行政がきっちりとした 100%絵をかいて、それに基づいてルールをつくっていけばいいのかもしれないのです。ところが、ルールをつくった端から技術が発展していく、新しいやり方が出てくるので、先ほど岩下先生から B I S のルールの話がありましたけれども、何でああいうふうに自主的に決めているルールのほうを優先することになったのかというと、やはりそこはどんどん技術革新が起こっていて、自主的に新しいことができていて、規制側ではどうも追いきれない、追いきれないというのは、追いきれないから問題が起こるという面もあるのですけれども、追いきれない部分で新しい良いことができているということであれば、当事者の創意工夫を活用しようということになったと思うのです。

なので、やはり技術からくる創意工夫のありようであるとか、利便性の確保ということをしてできるだけ殺さないような形でルールをつくっていくことが重要だと思います。

その際に、個別に民間が自主的にやっていることを完全に野放しでいいのかというと、そこはそうではないのだと思うので、やはり自主的にやっている取り組みがいい加減なことでないとか、あるいは問題を起こすような行為でないかということは当然チェックする必要があります。ただ、それを外側からみてなかなかやることはできない。やはり当事者から情報を出して、当事者が自主的にこうやりますというところを、ただ、そこはうそをつかない形で出させるという形でしかこの話は、なかなか外側から規制をやろうとして

も、過剰規制になったり、あるいは不足の規制になったりするという類の話なんだろうと思います。そういう前提で本来あるべき保護をきちんと確保した上で利便性と成長に結びつく議論ができるといいなと思って、総論的な話で恐縮ですけれども以上でございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

性能規定化に賛成の方は、できれば割販法をどう変えるべきかということもいっていただけると、このあと議論を具体化していく上でありがたいと思います。割販法の規制のうち何をなくせるのか、それともやはり割販法の中に性能規定、ユーザーの支払い能力を明らかに超えた融資をしてはいかんというような性能規定は置いて、そして技術中立性に配慮しつつ、下位法令で何らかの例をあげて、あとバスケットクローズを設けるとか、あるいはソフトローに委ねるとか、いろいろな工夫がありうると思いますが、そういうイメージなのか、それとも少額部分は一切ルールはなくてもよいというイメージなのか、そのあたりも含めてご議論いただけると、このあとの議論に結びつけやすいと思いますので、併せてお願いいたしたいと思います。

○翁委員　　前回お休みさせていただいたのですが、本日のご議論ですけれども、私もこれだけ技術革新が進んできていまして、やはり事業者のインセンティブに対してしっかりとインセンティブ・コンパティブル・アプローチとよくいうのですけれども、そういったアプローチでリスク管理をやっていくということが非常に重要だと思います。

これはいろんな先生方からもご指摘がありましたけれども、もう銀行界では十数年間にたくさんの議論があった話でございまして、やはりよりよいリスク管理手法を事業者は当然考えるわけです。事業者自体がやはりクレディブルでサステナブルにあるために一番いい方法というのを考えていく必要があるわけで、やはり意識の高い事業者は、そういったものをどういうふうに構築するかということに最も神経を配るわけでして、それに先ほどもご指摘がありましたけれども、監督当局がついていけない。

一方で、こういった、そうでない画一的なアプローチというのは、やはり遅れている事業者にとっては、それさえクリアしておけばいいだろうということになってしまって、何もそういったリスク管理に対してより積極的に自分で適切なリスク管理をしようという、そういうインセンティブが働かない、そういうディスインセンティブを与えてしまうということだと思いますので、私自身もやはり画一的な規制というやり方ではなく、よりインセンティブ・コンパティブルなよりよいリスク管理ができるような、そういった手法をとっていくということが大事ではないかと思っています。

ダイナミックな情報というのがとれるようになってきているということは非常に重要なことでして、今まで静態的な情報だけで判断していたものに加えて、ダイナミックな情報でより適切なリスク管理ができるようになってきているということを考えれば、これを使っていくというのは当然の流れであると思いますし、やはりそういった方法で事業者が自らやっていくということを基本にしていくことではないかと思います。もちろんこれを監督当局がチェックができなければいけないわけですので、監督当局のほうもこういった情報についてのしっかりとした知見を集めて、それについてチェックできるだけの対応力というのはもっていかなければいけないと思うのですけれども、基本的にはそういった方法でこの考え方を進めていく必要があるのではないかと思います。

先ほど沖田様からご指摘がありましたように、そういった形で支払い能力に合った適切な金額の与信をしていくという考え方に立つということは、リスクに応じたアプローチをとることにイコールであると思いますので、やはり少額とか、そういったものについては、よりリスクに応じた形で柔軟な規制をやっていくという方向でこの法律について見直しをしていくということが重要ではないかなと思っております。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

今のご趣旨は、事務局資料の15ページのところと同時に14ページの少額・低リスク以外のサービスのところについても、おっしゃるところのインセンティブ・コンパティブル・アプローチをとるべきだというご意見と承りました。

ほかに。

○池本委員 今、皆様のご意見をお伺いしておりました。私の発言について触れていただいた方もありますが、皆さんの意見をお伺いして、さまざまな新しい技術による情報を収集して、より精度の高い与信審査をする、そういう説明はいずれも支払可能見込額調査という画一的な審査方法だけでは困る、もっと柔軟に、それも選択する事業者もあってもいいだろうけれども、よりそれ以上に精度があるのだ、一定の水準を確保しているというのであれば、それを選択することを認めてほしいという意味ではなるほどと思いながら聞きました。

しかし、さまざまな情報という中で、自社で取引をしている情報、あるいは自社が幾つかの提携先で仕入れた情報ということと、消費者信用、販売信用の業界全体の情報を集約しているのは信用情報機関しかないわけです。その信用情報機関の情報もとらなくてよい、要らないということの説得的な理由というのは、私は皆様のご意見の中から見出すこと

はできませんでした。沢田委員が分析的におっしゃっていた過剰与信防止には2つ意味がある。貸倒れリスクを回避する、これは自社の経済合理性の問題ですが、もう1つは多重債務防止という社会的な要請からくる問題、社会的な要請からというのは、自社にとってこれなら大丈夫だろうということではないはずです。自社はこれで大丈夫だといっても、その後別の会社がもっとゆるい基準でどんどん貸し込んでいけば、自社のものも貸倒れになるわけです。そういうことで過去に多重債務防止が努力義務だった時代に、多重債務防止が結局図れなくて、公的な義務づけ、しかもかなり厳しい画一的な基準になっていったという歴史があるわけです。

ですから、それが完全に解決できていない、今また多重債務が増えようとしているところ、しかも現在の250社ほどの包括クレジットの事業者の範囲で今安定していることが、規制を緩和することによって、もっとたくさん入ってくることを受け入れようというのであれば、それに見合うものを少なくともこの信用情報の共有、これを活用するということは最低限のセーフティネットではないかと思うのです。この点についての説得的なご説明というのは残念ながら見出すことができませんでした。

その関係で、これは同じことだと思うのですが、事務局からのご説明でも、支払可能見込額の計算のために信用情報をみるという側面があります。しかし、他方では、例えば30万円以下の場合には支払可能見込額なくてもいいよ、しかし少なくとも信用情報はみなさいとしているのは、これは多重債務防止の社会的要請のためのセーフティネットのはずなんです。ですから、そのセーフティネットとしての基準をゆるめるだけの合理性がどこにあるのか、それに代替できるだけの客観性を誰が担保するのかということについての説明は残念ながらないと思います。

それから、もう1点、少額与信について信用情報の登録というのがコスト的にも過大になってしまうというようなご説明がありました。ただし、これはいわずもがなですけれども、包括クレジットの場合には、最初の与信枠設定のとき、または増額のときに一度照会すればいいわけで、問題がない限り普段は、もちろん自衛のために経過をチェックするためにみるというのは裁量の問題ですが、最初にやればいいだけです。あと登録についても、毎月1回登録せよというのがコスト的に見合わないというのであれば、一定額以下であれば、例えば2、3カ月に1回登録をすとか、コストに見合う多少の緩和という、そういう工夫の問題ではないかと思います。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

今、池本委員からございましたし、また事務局資料の15ページにも少額・低リスク等、10万円以下のケースについて論点が整理してありますけれども、支払可能見込額調査の一律義務づけをやめるかという問題と、それから信用情報機関の利用という問題が一応区別される論点です。そして、信用情報機関の利用については、それを使用しないし照会する義務と登録する義務の両方を、一応分けて整理して、登録義務については、15ページの右下のところで考え方1、考え方2が示されています。今、池本委員が最初のほうにおっしゃったのは考え方2ということで、なるべく信用情報機関に情報をたくさん集めて精度を上げるためにはやはり登録義務を課すことが必要ではないかということをご発言されたということであります。

この点につき、さらに議論を深めていただきたいと思いますし、また他の総論のほうの論点でも、まだご発言されてない論点がありましたらご発言いただきたいと思います。また、オブザーバーの皆さんもぜひご遠慮なくご発言がありましたら挙手をしていただければと思います。いかがでしょうか。

○二村委員 まず現実の問題として支払可能見込額調査というのがどの程度各社において有益であるかということがはっきりしないまま議論が進んでいるように思います。実際のところでいうと、今クレジットカード会社のほとんどはスコアリングですとかビヘイビアモデルなどを用いて必ずしも支払可能見込額調査の結果によって諾否であるとか、与信額を決めているわけではないはずです。そうすると、そこで支払可能見込額調査というものは、いってみれば頭を切る、各社では、これは与信可能な範囲だとみているものについて、さらにもう一度規制をするという機能をもっていて、そのモデルが正しいのであれば、その支払可能見込額調査の画一的なものは不要であるし、モデルが支払可能見込額調査の結果を常に下回るのであれば、やはり要らない規制だということになるはずなんです。

その部分で、私自身は支払可能見込額調査というような画一的な基準というのはもはや要らないだろう。ただ、その際に、ご指摘もあるように、野放図な、何でもかんでもいいですよということではなくて、そのモデルが果たしてちゃんと機能しているのかということを定性的に、このロジックで、こういう情報をみて、こういうふうにあるのだ、あるいはこの情報とこの情報はこういう相関関係に統計的に出ているから、これで代替できるのだというようなことがきちんと説明できるのであれば、定性的な方法で評価するということはあるでしょうし、それは行政の執行としては非常に難しいですということであれば、

何らかの代替指標、例えば延滞率等をとるというのも方法なのかもしれません。そこは私もまだどれが絶対ということではないですが、何らかの事後的な評価ということによってクリアして、モデルの妥当性というのは評価できるのではないかと考えております。それが1点目。これは先ほど座長から、総論の部分についてそのあとどう考えるのか明らかにせよということなので。

2点目の信用情報機関を用いるかどうかというところですが、ここも池本先生からコストは工夫の問題ではないですかというお話はあるのですが、少額与信の場合、一体どれだけのリターンというか、手数料をそこからいただいているわけですね。少額に対する手数料で一体どれだけのものをカバーできるかということであり、かつたしか昔、公表された資料の中にあったと思いますけれども、大量に信用情報機関の情報を照会し利用する事業者の場合には単価が安くなるのですが、スタートアップのように、それほど使わないところに対しては単価が高いという傾向があったりするわけです。なので結果としてそれを使えということは、さまざまな技術を生み出して新しい工夫をしましょうという事業者に対してディスインセンティブを与えているだけではないですかという問題が出てきます。

池本先生のご指摘で、いやいやそうではなくて、公共財として情報を集約すべきではないとか、あるいは多重債務防止という社会的な利益のためにというご指摘はあるのですが、まさにいろんなデータによって将来の行動を予測できる、統計的な関係で予測できるようになってきたときに、過去の実績値というものをそこまで必要とするかというモデルの議論であって、モデルの当否の話を信用情報機関が唯一無二の社会インフラであるという前提に立って議論することは、私は違うと考えております。要は、観点が違って、そういう意味では、直接的に池本先生の考えているモデルに対する反論にはなっていないと思いますけれども、違うモデルをみております。そのモデルの前提としているのは新しい技術を活用することであり、それからキャッシュレスを促進するという大きな方向性というものが厳然と存在することにどう対応するかというところがスタート点としてあるべきだという理解の上です。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

今、性能規定化のほうに大変ご議論をいただいてありがたいと思いますけれども、前半のほうの他の論点についても、もしご意見がございましたらお出しいただきたいと思います。

す。

○島貫氏　それでは、事業者の立場から申し上げたいと思います。まず支払可能見込額の調査でございますけれども、今、二村委員からありましたように、どう使われているかということで、これは導入されてからかなり年月がたっておりますが、弊社の場合では、弊社も当然独自の与信モデルをもっております。これと比較しますと、自社の与信モデルのほうはどうしても厳しく出るということで、どちらかというと、両方ももちろん使っていますが、実務的には弊社の独自の与信モデルを活用しているということでございます。それが実態だと思います。

それから、信用情報機関の活用の件でございますけれども、少額といっても、前回、私も申し上げましたけれども、割賦の世界では 10 万円が下限だと思うのです。それ以下だと割賦の用をなさないと思っていますので、ただ、10 万円も事業者が 10 社集まれば 100 万円になってしまうということで、やはり最低限の横の信用情報の連携というのは必要ではないかというのが実務レベルからの感想でございます。

それから、もう 1 点、先ほど沢田委員からもありましたけれども、少額といっても最初の一步というのはありますので、デフォルトのいわゆる延滞事故に関しましては、どちらかというところパーソナリティーの要素が大きいのです。そこは事故を起こす方は金額ではないというのは我々の実務家からみるとありますので、そういう意味では、事故情報、それから、成約情報というものの情報の共有という点につき、信用情報機関がすべてではないというご議論に対してはご議論いただければいいと思いますが、少なくともその 2 つの情報については共有すべきではないかというのが実務レベルからの観点でございます。

以上です。

○山本委員長　どうもありがとうございました。

ほかに。

○辻氏　私はフィンテック企業の点から何点かお話しさせていただければと思うのですが、基本的に支払可能見込額調査などのデータのところは、まだまだこれから展開するところがあるかと思います。ここにいらっしゃる方々も、どこまで何かできるかというのは正直未知数のところがあるので結構議論が難しいことと思います。

そのため、ベンチャー企業っぽいことを申し上げて恐縮なのですが、基本的には入り口を広くして、あと罰則はちゃんとしましょう、ルールとちゃんとつくりましょうということが基本であるべきかと思っています。例えば車の自動運転もそうですけれども、

未来は必ずそうなる中で、事故を懸念して車の自動運転をしない、という選択肢はないと思うのです。ただ一方で、事故はよくないということで、入り口は広く、罰則はきちんとみたいなのが大きな方向性なのだろうなと思います。

いろんなデータとかテクノロジーを使っている会社としては、信用のスコアリングモデルは、今のモデルよりはるかにデータを駆使して、例えばメルカリさんのようなすばらしいエンジニアがいる会社でしっかりやると、現行よりはるかにちゃんと把握できるものができることは、かなりの確率であろうかと思います。次の時代のそういう信用スコアリングモデルをつくるということを我々はやっていかないといけないと思いますので、その辺は現行のものよりいろいろ問題は起こると思うのですが、5年後、10年後ははるかにいいものができていて、そのAIのエンジンは国としてもすごく大事なものになっていくので、そこはある程度罰則をちゃんとつくりながらですが、チャレンジする環境をつくるべきなのではないかなと思います。

あとは結果や途中経過をモニタリングするというのは必ずやるという条件で、事業者側もしっかりそこは対応するということが必要かと思っています。

信用情報機関のお話は、何点かポイントがあると思っています。具体的にはコストと、制度と、レスポンスです。とりわけキャッシュレスの世界では、瞬間的に反応しないとユーザーが使ってくれませんから、レスポンスもすごく大事な論点になるのかと思っています。

あとは多重債務者の方は、ここも不躰な発言かもしれないのですが、8万人で増えているところが社会としてどのぐらい許容できる範囲なのかというところがみえないことと、とにスコアリングモデル上で、多重債務者が発生する相関係数で、例えばある特徴を持った方が実はすごく多重債務者になりやすいとか、そういった分析も可能かと考えております。カードを何枚もつくれるというのは手段であって、もっと前の段階で多重債務者を抑えられる方法があるのではないかと考えていまして、その辺の分析をやるとすごく意義深いのではないかと思います。いろんなデータをみることによって、今できないことができる方法というのは必ずあり、多重債務者も減らす方法が必ずあるので、そういった方法を別途検討することはすごく大事かと思った次第です。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございます。

ほかにご発言ございますか。

○與口氏 業界団体として全体的に見て大手も中小も入っているということから、中小の会員の考え方を少し代弁させていただきます。支払可能見込額調査以外の先進的な技術を使った与信技術が発展しているのは大変いいことだと思っておりますし、そういうものを活用していくことも大賛成です。しかし、一方で大手さんのように自社でそういう技術を開発できる事業者ばかりでもないという事実もあります。そういう意味では、支払可能見込額調査は残していただいて、新しい技術も並行的に活用していくというのも1つの方法だと思います。また、他社が開発されたすぐれた与信技術、スコアリングシステムを中小も活用できる環境をつくっていただくということも大事なのではないかと思っています。

ただし、そのときに、個人の方の与信に関わる情報を他社に提供できるのかどうか、活用できるのかというのは非常に大きな問題だろうと思っています。しかしそういうものができると、より優れた企業の、優れた技術をみんなで活用できるという可能性も出てくると思いますので、そういった観点からでの活用のルール化についての議論があってもいいのではないかと思います。また、そういうことをやっていこうとするときに、お示しいただいた性能規定上、仕様にしなければならないというのは理解できるのですが、それが延滞率であったりとか貸倒率というものでみていこうとすると、そこにはなかなか新しいチャレンジな仕組みの導入は難しくなってくるような気もいたします。勝手なことをいうようですが、サンドボックスのようなところで実験的にいろんなことが試行できるような環境というものも、今回、RegTechとか、SupTechの議論もあとで行われると思いますけれども、そういったものも含めて、チャレンジできるそういった環境づくりというのも大事なのではないかと思うということが1つです。

もう一つは、信用情報の関係ですけれども、私も確かにコストとかいろんな問題があるので、会員としていろいろな事業者さんを背負っている立場からすると迂闊なことをいつてはいけないのかもしれませんが、過去の信用情報機関をつくってきた歴史からすると、みんなで情報を共有するという観点から、少額だとはいえども、そこに与信行為が行われているものの情報というものは、登録に関していえば、やはり登録されていて、みんなが活用できる環境を整備しておくことは、精度向上のためにやはり必要ではないかと思います。照会のところはリスクとの絡みというか、いろんなコストの問題もあるので判断があってもいいと思うのですが、登録の部分は実用ではないかと思いますので発言をさせていただきました。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかに。

○福田氏　本日、康井が急用で失礼させていただいております。代理でまいりました Origami の福田と申します。よろしくお願いいたします。

皆様のお話を伺っておりまして、もともと信用販売というところで考えますと、従来の情報のあり方は1対nで、nが無量大であった。つまり不特定多数の裁量の上限がわからない、コントロールができないところに与信を行うという条件下の精度において、できる限りの最善の仕組みがこれまでつくられてきたのだろーと思っております。ただ、インターネットをはじめとする技術の革新によって、より今1対nのnが不特定多数の無量大ではなくなっている。より個の情報を高精度に収集することができるようになって、それを具体的にビジネスに結びつけていこうというような動きが出てきたという、この流れをぜひご理解いただきまして、これを有効的に経済発展につなげていく方法として議論が今後進んでいくことが一番健全でよろしいかなと感じながらお話を伺っていました。

また、島貫様からは、10万円未満の割賦は対象にならないというふうなお話がありましたが、私どもフィンテックベンチャーみたいな事業者は、むしろそういったところにビジネスオポチュニティを求めておったりするわけでございます。先ほど沖田様からもお話がありましたけれど、フィナンシャル・インクルージョン、いわゆる金融包摂、こういったところで実は金融サービスというものを有効活用することによって生活がより豊かになるチャンスを得られる国民の方もいらっしゃるという事実は決して忘れてはいけないことだと思っております。

しかしながら、そういった方々に金融サービスを提供しようとする、例えば先ほどより議論がされております信用情報センターにおける照会を行った場合、そういった方々の情報というのは実は照会しても出てこないのです。こういった事実ももう1つ必要なポイントになってくると思っています。

従前の信用機関の情報、ないしは信用調査の方法、ここに対しての否定的なものは一切ございません。しかし、それだけでは耐えられなくなっているビジネスの仕組みが動きだしてきているというところにご注目いただきたいと存じます。そこに対して広くいろいろな情報をもって判断していくという仕組みをつくる上においては、辻様や皆様をはじめとおっしゃっていただいたように、デジタルサンドボックスなど、いろいろな試行錯誤をさせていただくことを一部の事業者に対して与え、その結果において、よいところを残していくというような制度を構成いただけないだろうかと期待いたしております。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

○田中委員 先ほど與口様のお話で、外部の審査結果を利用するというお話がありましたが、それに関して今後のところでも多分出てくるのかなと思っている論点が気になっているところがあります。

まさに外部の例えばスコアリングの結果を活用するということが自体は恐らく認められていくべきだろうと思う一方で、そのときに、では先ほどの 14 ページ目ですか、これをどう評価していくのかというところを少し考えないといけないのかなと思っておりました。外部のスコアと自分たちからのデータを組み合わせて分析しますという場合には、ではそれはちゃんと組み合わせ方に応じて評価してくださいねということになるのだと思いますけれども、例えばほぼ外部のスコアをそのまま使って、点数を課されたものに依拠してそのまま与信しますというようなモデルをとった場合に、ではそこで評価されるのは、そのスコアを採用したということだけの是非なのか、もうちょっとさかのぼってスコアを提供しているところにスコアリングの中身まで評価するということまでするのか、後者だとなかなか網をかける範囲が広がり過ぎると思うわけですがけれども、そのあたりをどう考えるのかというところがあるのかなと思いましたということなのです。

○山本委員長 どうもありがとうございます。

○岩下委員 先ほど発言させていただきましたが、これまで追加でいろいろと皆さんのお話をお伺いしまして 1 点気になったというか、コメントをさせていただきたいところがございます。

池本委員がご主張されている、多重債務者をつくらないという目的のために、他社の情報をきちんと収集している信用情報サービスがあるのだから、それぜひ有効に使いましょう、それは少額であっても使わないでいいとか、あるいは自社のモデルがあるから使わないとか、そういうことではないというご発言は、私も一理あると思っております。ただ一方で、多分これまでは、ほかに個人の与信をしていいかどうかということについて判断する情報がなかった。例えば 1980 年代、90 年代の、宮部みゆきの「火車」に書かれたような、あの時代にはそれしか多分なかったのだから、他社でどうかしているかという情報を集めて、それをベースに貸すか貸さないか、これ以上貸して大丈夫か、ここまでぐらいだったらいいだろうみたいな議論が行われていたのだと思うと思います。これは当時の記録をみても、あるいはその後の例えば貸金業法の改正のときの議論をみても、そういうイメージがある

わけです。

ただ、その後、他社で過去にどう借りたか、どれだけの例えば延滞の事故があったかという情報以外にもさまざまな情報がとれるようになってきた。逆に過去の遠い昔に延滞をした事実があったとします。最近のヨーロッパのプライバシー保護の議論では、忘れられる権利といいまして、そういう昔の自分の悪いことというのは消してくださいという、そういう時代になってきているわけです。信用情報というのは当然非常に重要なプライバシー情報であり、個人情報です。したがって、それを第三者に提供するには、個人情報保護法上の本人同意が必要です。したがって、融資をする、あるいは割賦販売等の契約をするときに、そこについて同意を取るという仕組みをつくってきた。それによってみんながその情報を共有できるようになっており、ある意味で公共財的な意味を既にもっているわけです。それを上手に使っていききたいという気持は非常によくわかります。問題は、それに頼らなくても大丈夫だという企業、それに頼らなくても、自社の貸倒れリスクだけではなくて、例えば過剰与信に陥るのではないかというパーソナリティーまで含めて判断できると考える企業にとってみれば、逆にそれは必ずしも提供しなくてはいけないものでもないし、必ずしもそれを利用しなくてはいけないものでもないという状況が部分的に発生している。どちらの側に立ってこの強制を残すか、あるいは例えば一定の金額で切って、それより下については必ずしも強制しないという判断をするかというのは、この産業を新しいイノベーションを促進するほうがいいのか、それとも従来の公共財の機能や価値を引き続き守ったほうがいいのか、ここのトレードオフの問題だと思います。私はこうした議論をそんなに以前から行っている人間ではないのですが、その判断は大変難しいことであろうと思います。池本委員のご発言のような、従来のものを維持していく利益もあるのだと思うのです。ただ、その結果、失ってしまうものも多分あるので、そのコストをどうやって見積もって、トレードオフの仕切りをどうするのかということを、本小委員会で議論すべきではないかと感じました。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

ほかにご発言ございますか。

○丸山氏 FinTech 協会の丸山でございます。

前回、プレゼンテーションさせていただきましたように、このマーケットは資金難ということよりも、毎日の資金繰りが変わってきたので、その調整という意味では、先ほど

Origami さんからありましたけれども、例えば毎月 1 万円等でもそれを 5 回払いする、こういったようなニーズが出てきているというのではないかなと思っております。

要するにこれまでのマーケットと変わってきているという側面において、先ほども出ましたが、今の少額与信や若年層マーケットでは、恐らくそもそも与信履歴というデータが存在していないのではないかなと思います。そもそも今与信を受けられていないのでデータが存在していない。なのでデータが存在していない中には、多分払えないような人もいるでしょうし、金融リテラシーが低い人もいるので、もしかしたら 1 回ぐらい延滞した人も出るかもしれませんが、その中にまじめにやってきて、そもそもおくれヒストリーができてないけれどもちゃんとやりたいという大多数の人そのものが今マーケットから排除されているのではないかなという問題があるかなと思います。

そういう意味では、まずやってみるという表現は大げさなのかもしれませんが、データをみてみて、その中からしっかり拾い上げるという意味では、まず広げる必要が大きくあるのではないかなと感じているところです。それをどのようにやるか、金額で切るのか、あとは一定の人数まででやりますのか、サンドボックスのような考え方もあると思いますが、まずは今はデータがもしかするとまだないマーケット、もしかある人はもう資金難で、いろんな方法を尽くしてお金を借りたり、後払いしたりという、そういう人だけが今データに残っているというようにみえるのではないかなと思いますので、健全なマーケットからもしかすると排除されているかもしれないところがどうなっているか、それを考える必要があるのではないかなというのがまず 1 点でございます。

それからもう 1 点、これはあくまでも本当に可能性の議論を広げる意味でいきますと、何で外部情報機関を使わなくていいのかということ、それは他社のデータを使えたほうがいいに決まっているというのは多分与信した事業者の本音だと思うのです。ただ、それをやるにはコストがかかる、時間がかかる、障壁がある。そのトレードオフで使っていないということです。逆にいうとそのトレードオフが解消されれば使うにこしたことはない。それとコストでしょうし、あと先ほど辻さんからあったように、今は信用情報というのはレスポンスの問題もあるかなと思います。あとは方式が、我々今フィンテックの業界でいきますと、銀行さんにも API でアクセスして、今後 EKYC の議論でいくと、銀行のほうで犯収法上の依拠がされているのかというのすら簡単に参照して、犯収法上特定できているということも依拠するのを API でやるような議論が出てきていますので、API でリアルタイムで、この人は多重債務ではないですよと投げたら OK ですよというのはすぐ

返ってくる。こういうようなことが例えば低コストでできれば、みんな使うわけです。

そういう意味では、トレードオフの解消をどうしていくのかというのを信用情報機関の仕組みをよくしていただくというのもあるでしょうし、逆にどこかが参照したものをさらに参照できるなんていう考え方もあるでしょうし、そういう意味では、広い信用情報のとり方というのも議論してもいいのではないかなと思ったところです。

○山本委員長　　どうもありがとうございます。

冒頭の議長からの要望に皆さん応えていただき、性能規定のほうの議論を多くいただきましたので、できれば事務局資料ですと、5ページのリスクベース・アプローチ、それから6ページの論点2、3あたりも、もう時間が限られていますが、ご発言いただければと思います。よろしくお願いします。

○池本委員　　まずここまでお出しいただいた議論のところでできるだけ手短に申し上げます。

新しい与信審査の技術方法というものを認めるべきだというのは、先ほどから申し上げているところにも関わるのですが、例えばセキュリティ対策については、協議会の実行計画の中で、業界の中である程度統一フォームを幾つかの選択肢をつくって、こういうものであればある程度クリアできるというようなことがありました。この与信審査のものについて、そこまで、ある程度複数の選択肢によってでも、客観性なり、他社も通じてこういう方法ならある程度確認できるというところまでまだ現状至っていないのではないかと。これは知識不足なのかもしれませんが、そういうところがあるので、先ほど来の議論で私が申し上げている信用情報機関の他社情報を確認しなくても、完全に代替できるものというところまではまだ踏み切る状況にないのではないかとということだけ申し上げておきます。

そしてリスクベース・アプローチという少額の関係は、現在の割販法でも、使途の関係で幾つか適用除外というのがありますが、今のネット社会の時代の中で、何かこういうものは生活上必要だから、そこは多少ゆるめてもいいというような選択肢があり得るのかどうか、あるとすれば、そういう道も考える必要がありますし、すべての画一的なものだから、利用できる人を排除するということでは決してないので、今のような多様な観点で検討していただければと思います。

7ページに執行強化という話がありますが、結局先ほどのように検証可能な与信モデルという議論ができなければ、執行する側も、いわば各社のそれぞれのノウハウでやってくださいというだけのことになってしまうのは、これは執行強化ということにはならないの

ではないかと思っております。すみません、ちょっと断片的ですが。

○山本委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

○沖田氏 今ほどの池本先生のお話の中でも、利用者のほうも非常に変化をしてきているというところで、きょうは変化という言葉が非常にたくさん使われていると思うのですけれども、どちらかというと技術変化で、事業者側の視点が従来多かったと思うのですけれども、同様に利用者のほうも大きく変化してきている。特に働き方改革などを考えると、従前は利用者というのは基本的に月に1回、月給が入ってくるという形が多かったかと思うのですけれども、収入というのは非常に多角化していますし、副業ですとかシェアリングエコノミーですとか、あとはメルカリさんのようなサービスを使っている方もいらっしゃる、従前どちらかという月に一度、それから、年功序列的に恐らくふえていくだろうという形でつくられている制度から、そういった収入の多様化というのも考えていくべきではないかなと思います。

あと前回、比較的实践デバйдの話で、高齢化社会の議論もあったかと思うのですけれども、恐らくきょう申し上げたようなフィナンシャル・インクルージョンのような観点でいうと、今後、高齢者の方々にどう金融サービスを適切に提供していくかという観点も併せてご議論の前提として踏まえていただけると非常に厚みが増すのではないかと思います。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

○吉川氏 手短かにコメントいたします。

今回の事務局の資料で提示していただいているもの、例えば3ページでございますけれども、包括信用購入あっせんにかかる規制の概要ということでまとめていただいております、特に議論になっているのが30条の2、30条の2の2といったところでございますが、個別信用購入あっせんについてもパラレルなものが、例えば35条の3の3第1項ですとか、35条の3の4などございますので、メインのターゲットが包括だとして、少しパラレルな部分もあるので、私どもニーズとしては個別のほうもございまして、併せてご検討いただけるとありがたいと思っております。

○山本委員長 きょうのペーパーをさらに踏み越える論点も提示されまして、個別クレジットになりますと、またかなり詳しい議論をしていかなければいけないかと思います。今のご意見も含めて今後事務局において本日の議論を精査されて、さらなる検討につなげていただければと思います。

私のほうで整理する時間ももうございませぬし、細部にわたっては、かなりニュアンス

の異なる意見をたくさんいただけたと思います。それぞれ参考になりどうもありがとうございます。

それでは、事務局から今後の開催の予定、それから、池本委員からペーパーで今後の進行についてということでご質問の形で問いかけをいただいておりますので、併せて事務局からご回答をお願いできればと思います。

○正田商取引監督課長 池本委員から最後ペーパーの8. ということでご指摘をいただいております。特に○の2つ目ですが、消費者団体関係者、相談員関係者の意見を十分に聞くべきだというご指摘がございます。この点、池本先生自身も適格消費者団体の委員で理事長でいらっしゃるわけでございますけれども、今回の委員の方々にも、普段のご活動の中で、消費者相談などに多く触れられている委員の方々も多数いらっしゃいますので、事務局といたしましては、必ずしも消費者の観点からという意見を踏まえていないということではないのではないかと考えられます。ただ、もちろん先生のご指摘というのは真摯に受け止めたいと思っております。

他方、未来投資会議など政府での動きに併せておおむねの方向性をとりまとめていくという必要がございます。今回の中間的な整理を受けまして、さらに制度見直しに向けて議論をしていく際には、広く国民の一般の方々から意見をいただくということは不可欠だと考えておりますので、そのようにきちんと対応していきたいと考えております。

また、今後についてですが、資料7というところで、次回は4月2日10時から12時に決済横断法制論を中心にご討議いただく予定でございます。詳細につきましては山本委員長とご相談のうえご連絡申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山本委員長 それでは、本日は長時間にわたりまして活発なご意見をいただきましてどうもありがとうございました。

以上をもちまして小委員会を閉会いたします。

——了——